

多摩立川保健所たばこ対策キャラクター「禁煙きんちゃん」を活用した普及啓発の推進

北多摩西部保健医療圏

実施年度 開始 令和2年度 終了 令和2年度

背景

令和2年4月から、改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が全面施行となり、“屋内は原則禁煙”となるなど、受動喫煙のための新たなルールがスタートした。しかし、こうした新たなルールが都民や事業者、関係機関等に十分周知されているとは言い難い状況である。

こうした状況を踏まえ、都民や事業者、関係機関等に対して、法や条例の趣旨や内容を正しく周知し、法や条例のルールに沿った適切な行動を促すよう普及啓発を行う必要がある。

また、普及啓発にあたっては、多摩立川保健所たばこ対策キャラクター「禁煙きんちゃん」を活用するとともに、管内の市と連携し、効果的な普及啓発を行う。

目標

- ・ 受動喫煙防止の新たなルールについて、適切かつ効果的な周知を行う。
- ・ 実施にあたっては、効果的な広報手段について調査・検討を行うとともに、実施後は、結果について検証・評価を行う。

事業内容

- 1 イベント・キャンペーン
コロナの感染拡大により、イベント・キャンペーン等が中止となったため、こうした機会を活用した普及啓発を見送らざるを得なかった。
- 2 普及啓発グッズ等の作成
のぼり旗、ウェットティッシュ、ポケットティッシュ等の普及啓発グッズを作成した。また、店頭表示を確認する際に着用するジャンパーを作成した。
- 3 広報媒体を活用した普及啓発
街頭ビジョンやホームページ等を活用した普及啓発を実施した。
- 4 保健所事業を活用した普及啓発
管内の全飲食店を対象として、法や条例の規制内容に関する認知度調査（アンケート調査）を実施した。
- 5 管内6市との連携・協力、情報交換
管内6市の受動喫煙防止対策担当者による連絡会を立ち上げ、開催した。

評価

- ウェットティッシュを作成し関係機関の窓口等で配布してもらうとともに、のぼり旗を作成し庁舎に設置することにより、都民や来所者への普及啓発を推進することができた。また、飲食店の店頭表示を巡回確認する際に着用するジャンパーを作成し、巡回時に着用することで、効果的な普及啓発を行うことができた。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、イベントやキャンペーンが中止となる中、JR立川駅北口の伊勢丹ビジョン、同駅南口のアレアビジョンで普及啓発動画を放映するなど、広報媒体を活用した普及啓発を行うことができた。
- 管内の全飲食店に対する法や条例の規制内容に関する認知度調査を実施し、法や条例の規制内容の認知度について、具体的に把握することができた。
- 管内6市の受動喫煙防止対策担当者による担当者連絡会を立ち上げ、情報交換の場を設けることにより、管内の市と連携・協力体制を構築することができた。

問合せ先

多摩立川保健所 企画調整課 企画調整担当
電話 042-524-5171 (代表)
ファクシミリ 042-528-2777
E-mail S0000346@section.metro.tokyo.jp

I 具体的な取組内容

1 イベント・キャンペーン

禁煙週間を含む5月と6月に、JR国分寺駅で国分寺市と連携した街頭キャンペーンを実施することや、管内の各市で実施するイベントにて普及啓発グッズを配布するなど、市と連携した普及啓発の準備をしていた。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大によりイベントが相次いで中止となったことから、イベント等の機会を活用した普及啓発は見送ることとした。

2 普及啓発グッズ等の作成

上記1のイベント・キャンペーンで使用するための「横断幕」、「懸垂幕」、「禁煙きんちゃんを着ぐるみ」の作成を予定していたが、コロナ禍を受けて予定を変更し、庁舎掲示用ののぼり旗と、関係機関の窓口等で配布するためのウェットティッシュを作成した。

また、飲食店の店頭表示を巡回確認する際に着用するジャンパーを作成した。



のぼり旗



巡回用ジャンパー（裏）



ウェットティッシュ



巡回用ジャンパー（表）

3 広報媒体を活用した普及啓発

局が作成した令和2年度バージョンの普及啓発動画を、立川駅南口アリアビジョン及び立川駅北口伊勢丹立川ビジョンで放映した。（アリアビジョン：10月1日から31日まで、伊勢丹立川ビジョン10月7日から20日まで）

また、保健所ホームページや、保健所展示ギャラリーへの展示による普及啓発を実施した。

アリアビジョンでの動画放映



4 保健所事業を活用した普及啓発

食品衛生講習会、ビル管理衛生講習会等での普及啓発については、コロナ禍で講習会自体が中止となり、普及啓発をする機会を設けられなかったが、保健所が主催する会議（地域保健医療協議会・部会、6市課長会等）において、できるだけ受動喫煙防止対策に関する情報提供を行うよう努めた。

また、管内の全飲食店を対象に、法や条例の規制内容について認知度調査（アンケート調査）を実施した。結果の詳細については、以下のとおりである。

【参考】受動喫煙防止対策に関するアンケート 集計結果

I 調査概要

- 調査目的 飲食店における受動喫煙防止対策に関する認知度を把握し、今後の普及啓発に活かしていくため
- 対象施設 管内の全飲食店(4,142 店舗)
- 調査時期 令和2年3月下旬から5月上旬まで
- 実施方法 アンケート用紙を郵送し、FAX・郵送・窓口持参により回答

※ 構成比については小数第二位を四捨五入しているため、総数と内訳の合計が不一致の場合がある。

II 回答状況

- アンケート回答数:687 件/4,142 件(回答率:16.6%)

提出	未提出	送付数
687	3,455	4,142
16.6%	83.4%	100.0%

※ 提出 687 件中、片面のみ回答が 131 件
(有効回答数:556 件)

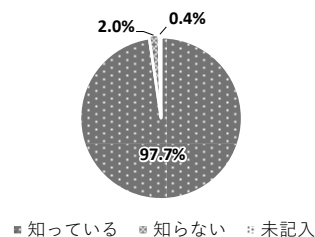
III 回答内容

1 法及び条例の全面施行後(2020年4月1日以降)の規制内容について

(1) 2020年4月1日から、「2人以上の人が利用する施設は原則屋内禁煙、喫煙は基準を満たした喫煙室でのみ可能」となることを知っていますか。

- ア 知っている
- イ 知らない

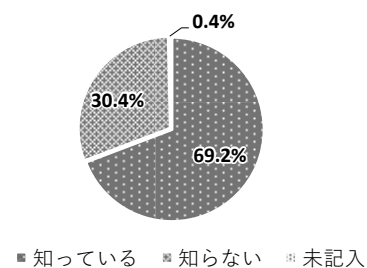
知っている	知らない	未記入	合計
543	11	2	556
97.7%	2.0%	0.4%	100.0%



(2) 喫煙室を設ける場合の技術的基準について知っていますか。

- ア 知っている
- イ 知らない

知っている	知らない	未記入	合計
385	169	2	556
69.2%	30.4%	0.4%	100.0%

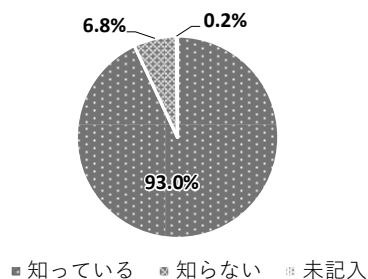


2 飲食店の店頭表示について

(1) 2019年9月1日から、「飲食店の店頭表示(店内の喫煙状況が分かるようステッカー等を掲示)が義務付けられている」ことを知っていますか。

- ア 知っている
- イ 知らない

知っている	知らない	未記入	合計
517	38	1	556
93.0%	6.8%	0.2%	100.0%

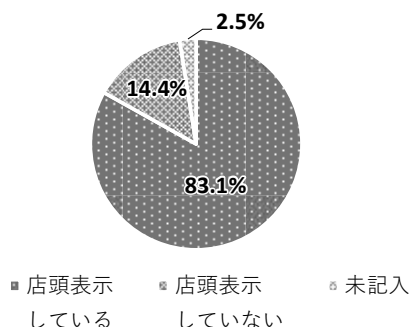


(2) 店頭表示(ステッカー等の掲示)を掲示していますか。店頭表示掲示していないと答えた場合は、理由を記入してください。

- ア 店頭表示している
- イ 店頭表示していない

(店頭表示していない理由:)

店頭表示している	店頭表示していない	未記入	合計
462	80	14	556
83.1%	14.4%	2.5%	100.0%



【店頭表示していない理由】

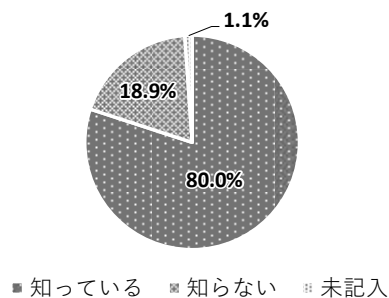
- ・ステッカーがない
- ・掲示する場所がない
- ・掲示する必要がないと思っている
- ・掲示しなければならないことを知らなかった
- ・これから掲示しようと思っていた
- ・禁煙のため
→禁煙でも掲示は必要

3 喫煙可能室について

(1) 既存(2020年4月1日時点で既に営業している)の飲食店のうち、①客席面積が100㎡以下、②中小企業(資本金の額または出資総額が5,000万円以下)または個人経営、③従業員がいない飲食店は、飲食をしながら喫煙できる「喫煙可能室」(お店全体を喫煙可能とする場合は「喫煙可能店」)を設置できることを知っていますか。

- ア 知っている
- イ 知らない

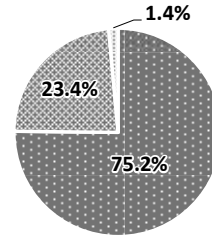
知っている	知らない	未記入	合計
445	105	6	556
80.0%	18.9%	1.1%	100.0%



(2) 喫煙可能室(店)を設置する場合、保健所への届出が必要であることを知っていますか。

- ア 知っている
イ 知らない

知っている	知らない	未記入	合計
418	130	8	556
75.2%	23.4%	1.4%	100.0%



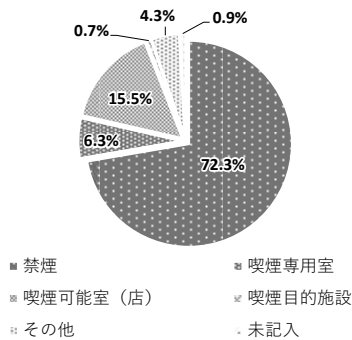
■ 知っている ■ 知らない ■ 未記入

4 店内の喫煙状況について

(1) お店の店内の喫煙状況(2020年4月1日時点の状況)についてお答えください。

- ア 禁煙
イ 喫煙専用室を設置(飲食できない専用室で喫煙可能)
ウ 喫煙可能室(店)を設置(飲食しながら喫煙可能)
エ 喫煙目的施設(シガーバー等の喫煙を目的とする施設)
オ その他(具体的に記入:)

禁煙	喫煙専用室	喫煙可能室(店)	喫煙目的施設	その他	未記入	合計
402	35	86	4	24	5	556
72.3%	6.3%	15.5%	0.7%	4.3%	0.9%	100.0%



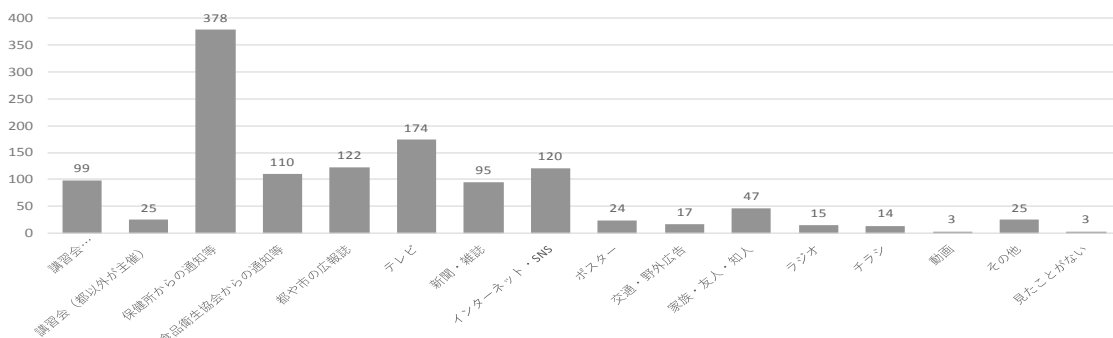
【その他】

- ・加熱式たばこ喫煙専用室を設置
- ・客席なし
- ・ランチタイムのみ禁煙、夜は店主1人でやっている(喫煙にしている)
→時間分煙は認められない

5 その他

(1) 法や条例の内容について、何から知りましたか。以下の中から選んでください。(複数回答可)

- ア 講習会(都や保健所が主催のもの) イ 講習会(都や保健所以外が主催のもの)
ウ 保健所からの通知等 エ 食品衛生協会からの通知等
オ 都や市の広報誌 カ テレビ キ 新聞・雑誌
ク インターネット・SNS ケ ポスター コ 交通・屋外広告
サ 家族・友人・知人 シ ラジオ ス チラシ
セ 動画 ソ その他() タ 見たことがない



【その他】

・本社から ・JT から ・組合等から ・市からの通知 ・仕入れ先、取引先等から

(2) 法や条例の規制に対応するにあたってお困りのことや、その他ご意見等があればお書きください。

【困りごと・その他意見等】

- ・屋内は全部禁煙にしてほしい
- ・コロナの影響もあって客が減った
- ・屋内禁煙になったので、屋外喫煙が増えた
- ・喫煙可能店の条件が厳しすぎる
- ・飲食店だけでなく一般の人にも条例の詳細を伝えてほしい

5 管内6市との連携・協力、情報交換

管内6市と連携・協力した取組を推進するため、管内6市の担当者による担当者連絡会を新たに立ち上げ、市と保健所の情報交換の場を設けた。

今後も担当者連絡会を継続し、市と情報交換を行うとともに、市と保健所が連携した取組について検討していく。

日時	テーマ
第1回（9月30日）	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所における取組状況について ・市における取組状況について ・課題別地域保健医療推進プランについて等

II まとめ

今回の取組の1つである「法や条例の周知」については、イベントやキャンペーンによる普及啓発を想定していたため、コロナの感染拡大の影響で実施できないものが多かったが、街頭ビジョンを使用した動画の放映や、ホームページや広報媒体を活用することにより、人と人が接しない方法での普及啓発を行うなど、工夫して取り組んだ。

2つ目の取組である「効果的な広報手段の検討」においても、コロナ禍でイベント等が中止になる中、どのような広報手段が効果的かという新たな課題が発生したことから、広報手段については、今後、より検討を重ねていく必要がある。

「管内6市と連携・協力した取組」については、新たに、管内6市の担当者による担当者連絡会を立ち上げ、保健所と6市の間での連携体制を構築することができた。

一方、法や条例の規制内容に関する認知度調査については、年度初めに管内の全飲食店を対象として実施したが、一年間の取組の効果を検証するための事後の調査は実施できなかった。

このため、今後は、管内6市の担当者による担当者連絡会も活用し、保健所と管内6市が連携した取組を検討するなど、様々な制限がある中でも、工夫しながら継続的に取り組んでいく必要がある。

こうした取組により、受動喫煙防止につながっていくと思われる。



多摩立川保健所 たばこ対策キャラクター「禁煙きんちゃん」